

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成17～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,855	2,980	33	41
平成17年度下期	2,411	1,605	20	17
平成18年度	4,167	2,180	43	54
平成19年度	2,599	1,209	43	59
平成20年度	2,000	987	32	22
平成21年度	2,343	1,178	30	33
平成22年度	1,986	1,116	27	45
平成23年度	1,462	649	26	41
平成23年 4月～6月	399	192	7	9
平成23年 7月～9月	374	159	8	20
平成23年10月～12月	387	168	8	10
平成24年 1月～3月	302	131	3	2
平成24年度	1,024	430	17	9
平成24年 4月～6月	278	108	5	3
平成24年 7月～9月	290	113	4	2
平成24年10月～12月	246	117	5	3
平成25年 1月～3月	210	93	3	1
平成25年度	895	464	19	13
平成25年 4月～6月	236	108	6	5
平成25年 7月～9月	208	153	5	3
平成25年10月～12月	264	121	6	4
平成26年 1月～3月	187	82	2	1

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	1,991	1,762	88.5%
平成21年度	2,326	2,078	89.3%
平成22年度	1,980	1,755	88.6%
平成23年度	1,441	1,276	88.5%
平成23年 4月～6月	397	354	89.2%
平成23年 7月～9月	371	320	86.3%
平成23年10月～12月	382	342	89.5%
平成24年 1月～3月	291	260	89.3%
平成24年度	998	898	90.0%
平成24年 4月～6月	270	246	91.1%
平成24年 7月～9月	283	255	90.1%
平成24年10月～12月	242	213	88.0%
平成25年 1月～3月	203	184	90.6%
平成25年度	849	749	88.2%
平成25年 4月～6月	227	210	92.5%
平成25年 7月～9月	202	169	83.7%
平成25年10月～12月	245	211	86.1%
平成26年 1月～3月	175	159	90.9%

(注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	800	309	14	10
平成26年 4月～6月	300	128	5	3
平成26年 7月～9月	282	105	7	7
平成26年10月～12月	218	76	2	1
平成27年 1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	588	544	92.5%
平成26年 4月～6月	272	256	94.1%
平成26年 7月～9月	232	213	91.8%
平成26年10月～12月	84	75	89.3%
平成27年 1月～3月			

- (注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上